

平成30年度 市区町村すまいづくり相談会

1. 概要

各市区町村が直面するすまいづくり・まちづくりに関する課題及び対応方針について、関連する政策・事例情報を交えながら、国土交通省担当官等が相談・意見交換等を実施します

2. 実施方法

- 開催時期・頻度：都県単位で年に2～3回程度
※上半期1回、下半期1～2回程度を想定
- 主催：関東地方整備局住宅整備課及び都県住宅担当部局の共催
(事務局：各都県 住宅担当部局)
- 相談対応：関東地方整備局（住宅整備課、都市整備課）、関東信越厚生局（地域包括ケア推進課）担当官等 ※ 事前に相談予定をお伺いした上で選定
※ 相談会以後はご要望等に応じて個別相談で対応

| |
|---|
| 内容及び必要に応じて下記機関等から協力を得ることも想定 ・ UR都市機構 東日本都市再生本部 ・ 住宅金融支援機構 地域支援部 |
|---|
- 開催方法：開催都県が管内市区町村の相談希望等を募集・運営
開催日時・場所等は開催都県が参加市区町村の状況等を踏まえ、関東地方整備局と調整の上で決定
- 相談内容：各市区町村のすまいづくり・まちづくりに関する課題及び対応策等
※ 事前に相談予定をお伺いした際、「具体事業の要件や補助対象確認」等は関東地方整備局の各事業ラインへ繋がせて頂く場合があります
- 過年度実績：平成28年度37市区町村、平成29年度25市区町村



相談会の様子

3. ご相談内容のイメージ

- * 公有地を活用した〇〇の拠点整備をしたいが、どんな視点で進めていくべきか。どんな制度が活用できるか。
 - * 地域の状況等から〇〇に取り組む必要があると考えているが、何から手をつければよいのか分からない。
 - * 市民等から〇〇対策への期待があるが、まちの現状とはマッチしていないように思う。どのように考えるべきか。
 - * 地域住民が安心して暮らせる住まい・生活拠点整備が必要。どんな手法で取り組んでいけばよいか。
 - * 〇〇に取り組みたいが市内の横串が刺さらずやれることが限定される。進め方についてアイデアはないか。
 - * 〇〇事業の活用を考えているが交付金の措置率が悪いと聞いている。どのように進めるべきか。等
- ※ 各市区町村、各都県のタイミングでの（本相談会外での）個別相談は随時受けておりますが、市としての方針が確定していない中での個別相談に二の足を踏まれる場合や率直な意見交換を希望される場合などには、積極的に本相談会をご活用ください